

一、労働組合と無産政党との機能上の差異を明し、組合同盟と日本労働党との情勢を考慮し、此の差異を可能な範囲に於て組織化せんとするにある。

二、具体的問題として組合同盟関係の党役員と組合同盟役員との混同を避けることとするにある。

決議案

我が組合同盟の結成は日本労働党のそれと同時に具体化された。従つて此の両者の運動は常に密接なる関係を保ち、發展し来たが、一面には幾分の機能上の混同を生ずる傾向のあったことも否み得ない。例へば両者の役員、他の人事関係、教育運動、日常闘争の組織等が於て之を見る。一般に無産階級運動の發展過程が無産政党の組織過程に異なるとも最も多し、現在の過渡的段階に在りては、かかる傾向も亦已むを得ないことであつたが、今後かかる傾向も無批判無整理に放置することは、組合同盟と日本労働党とより組織的戦闘的をらしむる所以ではない。特に組合同盟が日本労働党と積極的の擴充せんとするに當りては、両者の差異も組織上に具体化する努力は當面、急務である。

茲より労働組合と無産階級政党とは、その闘争方法並に対象に於て、全然別個の機能を有する。労働組合の機能は、労働者の利益の保護を以てする経済的闘争に存するが、無産階級政党の本質的機能は、政治的組織として、労働者及び政治的闘争の分野に動員する点にある。

故に此の機能上適應する組織形態は、各々別個の組織たるを要し、同時に両者の組織は緊密なる連絡を存続するを要する。即ち各組合、各組合聯合会、各組合支部等の組織は同時に党の支部、支部聯合會の組織とする。是れは両者の機能上の混同を来すが故に極力之を避ける。同時に之等別箇の組織は、組合政治部より連絡されねばならぬ。如上の方針よりして、現在の両者の諸事情を考慮し、可能な範囲に於て次の具体策をとらんのである。

第一、党と組合同盟政治部の関係、一、組合同盟政治部は本同盟の政治的意見と統一し、本同盟の支持する党との密接なる関係を保つことと任務とする。組合及支部政治部は之に準ずる。

第二、党及組合の役員関係、一、組合同盟本部役員は、党の執行部委員たることを得ず。二、組合同盟政治部委員以外の役員は、党の執行部委員を兼任することを不得ず。三、組合同盟加盟組合並支部は次の役員を党支部執行部員たらしめざることを得ず。

- (A) 組合員の場合、組合長、主事、會計、常任執行委員、
- (B) 支部の場合、支部長、幹事長、會計、

右決議す

△ 爭議對策委員會報告………承認